

役員等の報酬等に関する支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人湘南福祉協会定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この基準において、役員等とは理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) この法人の理事長、常務理事及び常勤理事の報酬年額は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 理事長等の毎月の給与支給額は、別表の金額を12で除して得た額とする。
ただし、これによりがたい場合は、評議員会で決定することができる。
- (3) 理事のうち職員給与規程を適用する者には、理事手当として月額20万円を加給した額を役員報酬とするが、賞与には反映しないものとする。
ただし、職員給与が役員報酬より低い場合は、その差額を法人本部が補填する。
- (4) 役員等が業務執行にあたり必要となる通勤費、交通費その他の経費を支給する。
- (5) 非常勤の役員等については、理事会、評議員会等の出席並びに法人業務で出勤した場合は、1回につき2万円とする。
ただし、これによりがたい場合は、評議員会で決定することができる。
監事が監査を実施する場合は、1回につき4万円とする。

2 常勤の役員等に対する報酬及び費用弁償の支給方法は、職員の例によるものとする。

(退職金の支給方法)

第4条 役員等の退職金については、役員等の退職金規程の定めによるものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めることができる。

附 則

- 1 この基準は、令和3年1月1日から適用する。
- 2 役員等の報酬については、令和3年1月1日から令和4年12月31日までは、30%を減額する。ただし、令和4年6月1日以降に就任した役員については、この限りではない。

附 則

- 1 この基準は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 役員等の報酬については、令和5年1月1日から令和5年12月31日までは、30%を減額する。ただし、令和5年1月1日以降に就任した役員については、この限りではない。

附 則

- 1 この基準は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 役員の報酬については、令和6年1月1日から令和6年12月31日までは、30%を減額する。ただし、令和6年1月1日以降に就任した役員については、この限りではない。

附 則

この基準は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年7月23日から施行する。

別 表

役職名	年 額
理事長	1, 200万円
常務理事	1, 000万円
理 事	900万円